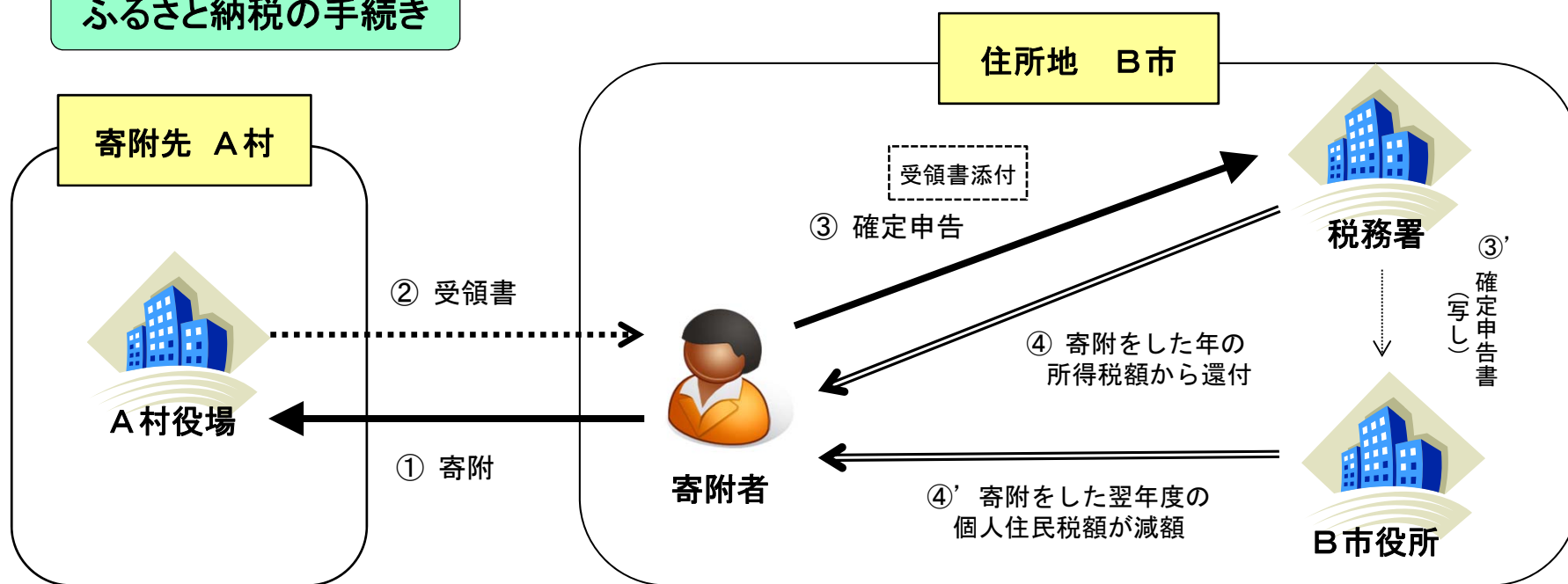


都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

ふるさと納税の手続き



ふるさと納税の控除額の計算について

ふるさと納税による控除の概要

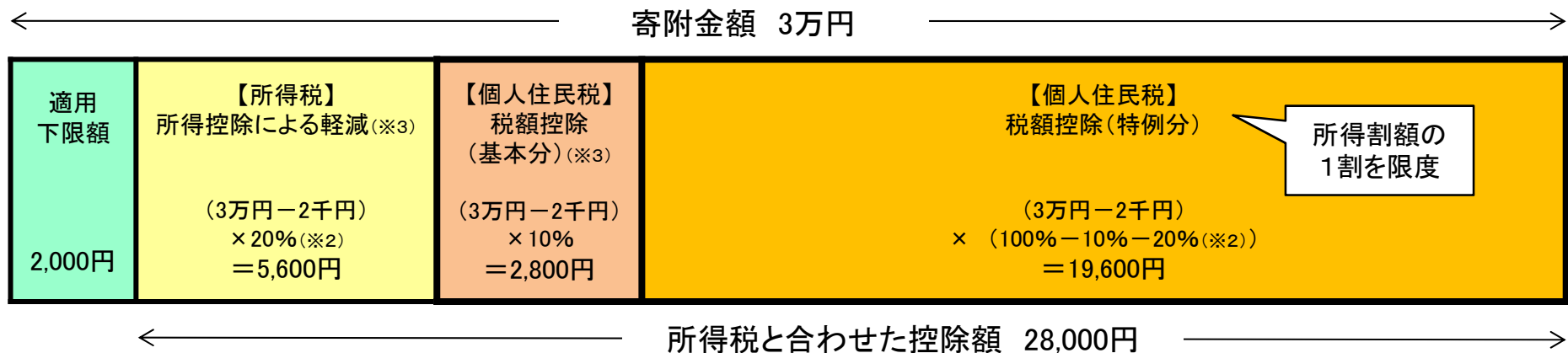
都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・（寄附金－2千円）を所得控除（所得控除額×所得税率 $(0\sim 40\%(*))$ が軽減）
- ② 個人住民税（基本分）・・・（寄附金－2千円）×10%を税額控除
- ③ 個人住民税（特例分）・・・（寄附金－2千円）×（100%－10%（基本分）－所得税率 $(0\sim 40\%(*))$ ）

→ ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除（所得割額の1割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0～40%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度。